

NewsLetter

GENERAL TOPIC

- 1'16年の産業財産権出願、6年ぶりに減少傾向
- 32017年に新たに改められる知識財産制度

PATENTS

- 7韓国企業の職務発明補償について
- 8成長するOLED市場、サムスンとLGはOLEDパネルの生産に注力
- 9医薬品品目更新制を2018年1月から適用...有効期間終了6ヶ月前に請...
リポートの処罰を3年以下に強化...容器にすべての成分を表記
- 10韓国製薬会社、グローバルR&Dのトレンドを後追い、癌・糖尿・リウマチ性関節
炎に集中投資...免疫機能の調節・二重抗体に大注目

TRADEMARKS

- 11特許庁、創作性を幅広く認めデザイン登録が容易に。
デザイン審査基準改正、2017年1月1日施行
- 12インターネットキーワード広告は不使用取消審判と関連して登録商標の使用に該当す
るか否か(積極); ハングルと英文からなる登録商標をハングル部分だけで使用した場合、
登録商標との同一性が認められる使用と言えるか否か(積極)

GENERAL LAW

- 15UCCサイト運営者も製作、管理に相当な投資をしたのであれば、著作権法上DB
製作者に該当する
- 16韓進海運結局破産... 40年海運企業 歴史の中に

LEE NEWS

- 17「特許の壁」ダクサス錠の特許崩し結局失敗、東亜(Dong-A) ST、存続期
間延長・特許無効請求棄却処理
- 17 リ・インターナショナル、技術セミナー開催
- 18New Member: 朴光天弁護士、金成炫弁護士、崔東振弁護士、趙炫竣
弁護士、李慧利弁護士、洪美玉弁護士

GENERAL TOPIC

GENERAL TOPIC

‘16年の産業財産権出願、6年ぶりに減少傾向

特許庁は、‘16年の特許、実用新案、デザイン、商標等の産業財産権出願が463,846件と集計(暫定値)されたと明らかにした。‘16年の産業財産権出願は‘10年以降6年ぶりに前年対比2.5%減少した。

(1) 権利別出願の現況

特許、実用新案、デザイン、商標はいずれも、前年対比2.3%、10.8%、3.4%、2.1%減少した208,830件、7,767件、65,643件、181,606件が出願された。

〈権利別出願の件数(5年)〉

権利区分	2012	2013	2014	2015	2016	増減率
特許	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830	▽ 2.3
実用新案	12,424	10,968	9,184	8,711	7,767	▽10.8
デザイン	63,135	66,940	64,413	67,954	65,643	▽ 3.4
商標	142,176	159,217	160,663	185,443	181,606	▽ 2.1
合計	406,650	441,714	444,552	475,802	463,846	▽ 2.5

(単位:件、%;国際特許、デザイン、商標出願の件数も含む)

(2) 出願人類型別出願の現況

特許出願を出願人類型別でみると、中小企業、公共、及び教育部門が増加傾向(中小企業最近5年平均7.4%)をみせたが、大企業等その他の機関では減少した。

特に、大企業は‘14年まで最も多くの出願を記録していたが、‘15年に続き減少傾向で主要出願人類型の中で最も低い比重を占めた。

GENERAL TOPIC

〈出願人類型別特許出願の件数〉

区分	2012	2013	2014	2015	2016	増減率
大企業	42,115	48,045	45,986	42,649	38,800	▽ 9.0
中小企業	36,045	39,527	41,658	45,419	46,813	3.1
個人出願	35,645	37,358	38,047	40,916	39,936	▽ 2.4
外国人	44,301	44,611	46,219	46,421	45,403	▽ 2.2

(単位:件、%)

また、大企業のデザイン及び商標出願も減少した。前年対比デザインは17.1%、商標は6.7%が減少したと集計された。

〈出願人類型別デザイン及び商標出願の件数〉

区分	デザイン			商標		
	2015	2016	増減率	2015	2016	増減率
大企業	5,836	4,838	▽ 17.1	12,067	11,254	▽ 6.7
中小企業	23,411	23,199	▽ 0.9	52,566	55,070	4.8
個人出願	30,699	29,950	▽ 2.4	81,600	77,060	▽ 5.6
外国人	3,248	3,187	▽ 1.9	12,494	13,211	5.7

(単位:件、%;国際デザイン及び商標出願の件数は除く)

(3) 特許多出願の現況

大企業の特許出願が減少傾向にあるにもかかわらず、多出願企業順位をみると、依然としてサムスン電子の特許出願が最も多く、現代自動車、LG電子が後に続いている。外国企業はクアルコム (Qualcomm)、インテル、華為(ファーウェイ)の順となった。

GENERAL TOPIC

〈特許多出願の現況〉

順位	多出願人	2015	2016
1	サムスン電子	6,725	5,630
2	現代自動車	3,713	3,791
3	LG電子	3,452	3,764
4	LG化学	3,333	3,343
5	韓国電子通信研究院	2,280	2,308
6	サムスンディスプレイ	2,827	2,020
7	LGディスプレイ	2,357	2,007
8	クアルコム	1,505	1,631
9	ポスコ	1,575	1,589
10	LGイノテック	1,148	1,170

〈特許多出願外国企業の現況〉

順位	多出願人	2015	2016
1	クアルコム	1,505	1,631
2	インテル	685	771
3	華為	300	511
4	トヨタ	623	465
5	マイクロソフト	277	414
6	キャノン	414	403
7	東京エレクトロン	461	394
8	ソニー	271	357
9	3M	361	353
10	BASF	334	351

(4) 技術分類別特許出願の現況

主要技術分類別に特許出願を調べてみると、電気工学34.3%、化学21.0%、機械工学20.6%、器具13.1%、その他11.0%の順で出願されており、前年と同様の様相をみせた。

▲大企業は半導体の製造及び処理装置(3,169件)、燃料電池(バッテリー)関連技術(1,978件)▲中小企業は電子商取引、金融及び決済方式(3,693件)、データ処理装置及び方法(1,438件)▲外国人は半導体製造及び処理装置(3,514件)、データ処理装置及び方法(2,026件)に関する特許出願が最も多かった。

2017年に新たに改められる知識財産制度

特許庁は、知財権制度改善、出願人の便宜増進等を骨子とする「2017年に新たに改められる知識財産制度・支援施策」を発表した。

今年改められる制度は▲知財権制度の改善及び保護強化▲中小・中堅企業の知識財産競争力の強化▲知識財産権関連の税制優遇の拡大▲対国民サービスの改善等に重点を置いている。

GENERAL TOPIC

(1) 知識財産権制度の改善及び保護強化

特許審査請求期間の短縮	特許出願された発明の権利を迅速に確定するために、特許審査請求期間を特許出願日から3年に短縮。 *現行:特許出願日から5年以内に審査請求可能。	2017年3月 予定
特許取消申請制度の施行	不良特許予防のために誰でも特許権設定登録日から登録公告日後6ヶ月以内に特許取消申請可能。	2017年3月 予定
新規性喪失の例外主張期間及び時期の拡大	新規性喪失の例外主張期間をデザインが公知になった日から12ヶ月以内に変更し、例外主張時期も登録決定前まで可能とするようにする。 *現行:(期間)公知となった日から6ヶ月 (時期)拒絶理由通知に対する意見書提出時	2017年9月 予定
無効審判訂正請求取消時期の調整	無効審判対象の早期確定のために、訂正請求を取消す訂正請求可能期間+1ヶ月又は訂正不認定通知に対する意見書提出期間にのみ可能とするようにする。 *現行:常時訂正請求の取消を認定。	2017年3月 予定
訴訟当事者の手続中止申請規定の施行	法院裁判中に当該訴訟と関連する審判が係属中にある場合、当事者は訴訟手続の中止申請可能。 *現行:法院の職権で訴訟手続を中止。	2017年3月 予定
デザイン盗用関連の刑事処罰規定の導入	同一の複製水準の模型(Dead Copy)の行為に対して刑事処罰規定を導入、無分別なデザイン盗用を防止。	2017年7月 予定
営業秘密侵害の民・刑事上の責任強化	営業秘密の実効的保護のために、罰金上限額を増額し、営業秘密返還要求等を処罰の対象に含む。	2017年3月 予定
商標法違反の罰金刑の強化	商標法の罰則条項中の偽証罪、虚偽表示罪、詐欺行為罪に対する罰金強化(第232条偽証罪:5年以上の懲役又は5,000万ウォン以下の罰金)。 *現行:5年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金。	2017年9月 予定

GENERAL TOPIC

(2) 中小/中堅企業の知識財産競争力の強化

グローバルIP企業の選定支援	中小企業の海外進出促進のために、輸出成長潜在力が高い企業をグローバル知識財産(IP)企業に選定し、企業の需要を考慮したカスタマイズ支援を実施する。	2017年1月 予定
IPディディンドルプログラムの施行	全国17ヶ所の地域で予備創業者等を対象に優れたアイデアを発掘して具体化する等、知識財産の権利化を支援することで知識財産(IP)中心の創業を図る。	2017年1月 予定
IP経営支援団の運営	中小企業の知識財産の隘路事項をリアルタイムで支援できるように地域知識財産センターのコンサルタント70余名で構成された「IP経営支援団」の運営する。	2017年1月 予定
IPナレプログラム施行	創業企業の安定的な市場への進入及び生存率向上を目標に、創業7年以内の技術基盤創業企業のアイデア製品が独占市場を確保できるように、特許ポートフォリオ構築等、知識財産の力量強化を支援する。	2017年3月 予定
「グローバルヒット365」プロジェクト支援拡大	中小・中堅企業のグローバル舞台への進出のための海外知識財産(IP)確保戦略の支援を、既存の製品を中心にサービス及びビジネスモデル(BM)に対するIP戦略まで拡大する。	2017年1月 予定
標準特許 ¹ 強化(Step-up)プログラムの施行	国際標準化が可能な優れた技術を保有する中小・中堅企業が、標準特許創出の力量を確保し強小企業に飛躍できるように事業期間及び費用を拡大して、支援－研究、開発方向、標準化戦略、標準特許の戦略をパッケージで一括支援する。	2017年1月 予定
公共(研) ² の企業注文型の特許技術開発支援	中小企業の需要にもとづく公共(研)のR&D過程において優れた特許の創出を支援し、関係省庁の技術移転・産業化事業にまで後続連携する公共(研)の企業注文型の特許技術開発支援制度(IP-Dream Labプロジェクト)を施行する。	2017年1月 予定

¹ Standard essential patent

² 公共研究機関(Public Research Institute)

GENERAL TOPIC

(3) 知識財産権関連の税制優遇の拡大

技術取得費用の税額控除の拡大	中小企業が外部技術を取得する場合、技術取得費用に対する税額控除を7%から10%に拡大する。 *中堅・大企業は、中小企業の技術を取得する場合にのみ税額控除5%が適用される。	2017年1月 予定
職務発明の補償金に対する非課税拡大	登録補償金として制限されていた職務発明の補償金に対する非課税適用対象を出願・登録・実施の補償金に拡大する。	2017年1月 予定
無償移転特許の付加税免除	登録以降2年以上経過した特許を無償で移転する場合、付加税が免除される。	2017年1月 予定

(4) 対国民サービスの改善

ハーグ国際出願の特許顧客番号義務記載の廃止	ハーグ国際出願時には特許顧客番号を必ず記載しなければならないという「特許顧客番号の記載義務」を廃止し、出願人の情報変更があるたびに特許顧客番号情報を変更しなければならないという煩わしさを解消。	2017年3月 予定
ハーグ国際出願の代理人選任申告の効力書類の拡大	出願人が最初に提出される書類に委任状を添付するとともに、代理人選任申告の効力が発生する書類(補正書、意見書、期間延長提出書)を書類提出書にまで拡大。 *書類提出書:優先権証明書類、公知例外適用対象証明書類、国際段階補正書翻訳文(写し)、国際段階説明書翻訳文(写し)、国際特許出願に関する書類の写し	2017年3月 予定
PCT韓国移行段階時の発明の英文名称記載要件の廃止	韓国に移行するために出願人が提出する「特許法第203条による書面及び明細書」作成項目のうち「発明(考案)の英文名称」の記載義務を廃止。	2017年3月 予定
PCT国際調査結果を出願人に提供	優先権の主張に伴うPCT出願時に、PCT受付機関は出願書とともに先出願の審査結果を国際調査機関に送付し、国際調査機関は先出願の審査結果を参考にして国際調査を実施して、その調査結果を出願人に提供する。	2017年7月 予定

PATENTS

PATENTS

韓国企業の職務発明補償について

(1) 韓国企業の職務発明補償制度の導入率が着実に増加

『2016年知識財産活動実態調査』の結果、特許庁は、韓国企業の職務発明補償制度の導入率が着実に増加している(55.6%('15) → 60.2%('16))と発表した。

<知識財産活動実態調査>

- 1) 調査期間: '16. 8. 8. ~ '16. 11. 7. (3ヶ月、韓国知識財産研究院施行)
- 2) 調査対象: 知識財産活動実績のある企業及び大学、公共(研)
 - 産業財産権 2 件以上出願('13~'14年)及び 1 件以上登録('11~'15年のある企業及び大学、公共(研)の中から抽出及び調査
 - 募集团体: 26,199グループ(企業: 25,947グループ、大学及び公共研究機関: 252グループ)
 - 標本: 4,667個(企業: 4,415個、大学及び公共研究機関: 252個)
 - 最終応答: 1,408個(企業: 1,210個、大学及び公共研究機関: 198個)

特に大企業と中堅企業の職務発明補償制度の導入率は大幅に増加した(大企業:77.7%('15)→91.7%('16)、中堅企業:71.6%('15)→86.1%('16))。しかし、中小企業の職務発明の導入率は依然として低調であり(46.2%('15)→48.8%('16))、中小企業の職務発明制度の導入を拡散するための認識向上及び政策的支援が必要であると思われる。

PATENTS

(2) サムスン、携帯電話の初声(子音)検索技術開発の補償金2185万ウォンを研究員に支払う

携帯電話に名前等の初声(子音)のみを入力して連絡先を探す方法である「初声(子音)検索」技術を発明した研究員にサムスン電子が2185万ウォンを補償することとなった。

大法院1部は、サムスン電子の首席研究員であるアン某(52)氏が会社を相手取って提起した職務発明の補償金請求訴訟上告審にて、「会社側は2185万ウォンを補償せよ」という原審判決を確定したと2017年2月5日、明らかにした。

アン氏は1993年に携帯電話の「初声(子音)検索」技術を発明し会社に譲渡した。サムスン電子はこの技術を96年に正式に特許登録した。その後アン氏は、会社側から適切な補償を受けていないという理由で1億1000万ウォンの支払いを求め訴訟を提起した。これに対してサムスン電子は、アン氏が譲渡した技術は無効とされる蓋然性が高く、競合他社も類似の発明を行っているという理由で相対した。

1審では、サムスン電子がアン氏に1092万ウォンのみ支給するようにと判決した。サムスン電子の売上額136兆5700億ウォンに職務発明の貢献

度(2%)、発明者の貢献度(20%)、独占権の貢献率(0.1%)等を適用した結果により出た数字だ。両者はともにこれに控訴し、2審では、アン氏の独占権の貢献率を従前対比2倍の水準である0.2%と認定し、補償金を2185万ウォンと算定した。

裁判部は「問題となった特許発明は、携帯電話の駆動させるソフトウェアの中でも極めて一部の技術に該当し、携帯電話の売上には商標等の顧客吸引力やデザインの優秀性等、非技術的要因が寄与する」と判断した。また、「競合他社が本件の各特許発明を実施できないようにすることで得たサムスン電子の利益が全くないと評価することはできないが、その金額は相当に小額であると思われる」とし、「各特許発明の価値は非常に低く、その独占権の貢献率もまた微々たるものである」と説明した。

成長するOLED³市場、サムスンとLGはOLEDパネルの生産に注力

OLED基盤のフレキシブルディスプレイ市場が急成長している。サムスン電子の最上位製品にのみ使われていたフレキシブルOLEDがアップルのiPhone及び中国の最上位ブランドにも採用される。また、2018年からは完成車企業が自動

³ Organic light emitting diode

PATENTS

車のインパネと中央画面表示装置(CID⁴)にもOLEDパネルを本格的に適用する。

2014年から片面又は両面を曲面処理したフレキシブルOLEDを量産し、それをサムスン電子のギャラクシーSとノートシリーズに供給していたサムスンディスプレイは最近、旧型LCDラインを最新のOLEDラインに切り替える作業を終えた。サムスンディスプレイは、サムスン電子が2016年11月に買収したハーマン⁵を通して車両用ディスプレイ供給物量を増やし、中小型OLEDの技術力に独歩的な競争力を備えて車両用市場で位置を拡大するという戦略だ。

大型OLED市場を主導しているLGディスプレイは、既存のTV用大型パネルはもちろん、自動車用LCD、スマートフォン用小型製品まで本格的に量産する予定だ。具体的には、LGディスプレイは、2016年第3四半期から京畿道坡州市のP9工場に月1万5000枚規模の第6世代(1500×1850mm)のプラスチックOLED(POLED)の生産設備を構築するために、1兆9900億ウォンを投資することに決め、2018年の竣工を目標に坡州市に約10兆ウォンを投資して建設しているP10工場は、大型OLEDと中小型POLEDを中心に生産設備を構築する予定だ。

医薬品品目更新制を2018年1月から適用…有効期間終了6ヶ月前に申請…リポートの処罰を3年以下に強化…容器にすべての成分を表記

2017年1月24日付で韓国製薬協会は「2017年から改められる製薬産業関連の主要制度」を発表した。

(1) 品目更新制を2018年から施行…有効期間終了日基準6ヶ月前に申請

医薬品品目許可更新制が2018年1月1日から適用されることにより、製薬会社は、許可を延長しようとする品目の許可証(又は申告証)に記載された有効期間満了日の6ヶ月前に申請書を作成して食品医薬品安全処(以下、「食薬処」という)に提出しなければならない。

食薬処は、2013年1月以前に許可を受けた薬から順に2018～2023年まで品目更新制を行う方針だ。更新申請時の提出資料は△安全管理△有効期間中に収集した品質管理△表示記載△外国での使用現況及び安全性の処置△有効期間中の製造・輸入等だ。更新対象はすべての医薬品又は原料医薬品及び輸出用医薬品を除く。

⁴ Central Information Display

⁵ Harman

PATENTS

(2) リポート提供時の処罰を2年以下から3年以下に強化

薬事法の改正により2016年12月2日からリポート提供時による処罰の度合いが強化された。医薬品供給者等が販売促進を目的に経済的な利益を不法に提供した場合の処罰が、既存の2年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金から3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に調整された。

(3) 医薬品の容器に全成分を表記

薬事法の改正により2017年12月3日から「消費者の知る権利」の次元で医薬品等の容器や包装に、全成分の名称、有効成分の分量(有効成分が明らかでないときは、成分の本質と製造方法の要旨)、及び保存剤の分量を義務的に表記しなければならない。ただし、保存剤を除く少量含有成分等の総理令で定められた成分は除かれる。

韓国製薬会社、グローバルR&Dのトレンドを後追い、癌・糖尿・リウマチ性関節炎に集中投資…免疫機能の調節・二重抗体に大注目

最近、韓国製薬会社が世界新薬のトレンドに合わせて抗がん剤・糖尿治療剤・リウマチ関節炎治療剤に関する革新新薬R&Dに集中していることが分かった。

ハンミ薬品は、2017年1月11日に開かれた「J.P.モルガン・ヘルスケア・カンファレンス」にて二重抗体「ペンタムボディ(PENTAMBODY：課題名) フラットフォーム」を新たなR&D戦略として発表し注目されている。ペンタムボディとは、1つの抗体がそれぞれ異なる2つのターゲットを同時に結合させる二重抗体プラットフォーム技術で、多国籍製薬会社も当該技術に対して関心を高めており、研究の力量を強化している。

東亜STは2016年末、開発中であった免疫抗がん剤「DA-4501」を米アッヴィ(AbbVie)の子会社と総額5億2500万ドル(韓国ウォン約6122億ウォン)規模で技術移転契約を結んだ。

コーロン生命科学(Kolon Life Science)は2016年11月、日本の田辺三菱製薬と段階的に新薬開発成功に伴う対価を支払う方式であるマイルストーンにより、インボサ(Invossa)を5000億ウォンの技術移転契約を結んだ。この契約は日本地域の著作権にのみ適用される契約で、同一国に限定された契約としては韓国最大の規模だ。

TRADEMARKS

TRADEMARKS

特許庁、創作性を幅広く認めデザイン登録が容易に。デザイン審査基準改正、2017年1月1日施行

特許庁はデザイン審査にて創作性が認められる範囲を広げる一方、デザインの保護対象を拡大することを主要内容とするデザイン審査基準を設け、2017年1月1日から施行すると明らかにした。

主要改正内容

これまで審査官は、六面体、円筒等の幾何学的図形のように、誰もが知っている形状や模様からなるデザインは容易に創作できると判断し、別途の証拠の提示なしに創作性欠如によりデザイン登録を拒絶することができた。これにより装飾を最小化して簡潔さを追及するミニマリズムデザイン(Minimalism Design)は物品分野に関係なく、単純でありふれたデザインであるという理由で登録を受けられない傾向があった。

しかし、今度の改正で該当デザインが属す業界でありふれた創作手法や表現方法であることが明らかな場合でない限り、審査官は必ずや拒絶の根拠となる証拠資料を提示しなければならないようにし、容易創作判断をさらに客観的かつ慎重にするようにした。

また、以前はひとつの図面に二つ以上の部分が離れて表現されている場合、各部分が全体としてひとつの機能を遂行しなければ1デザインとして認められなかったが、全体でなく各部分としてひとつの機能を遂行する場合でも1デザインとして認めるようにした。(下記例示参照)

容器が結合された“アイスクリーム”	容器が結合された“キャンドル”	帯紙が結合された“ケーキ”
		

TRADEMARKS

また、デザインとして登録を受けようとする物品が粉や粒の集合からなるものでも(以前は物品として認められなかった)、角砂糖、固形セメントのように固形化され形体を備えた場合には、物品として認めるようにした。

機能的特性が強い自動車用部品の場合、類否判断時に類似の幅を比較的狭く見るようにし、先行デザインと一部異なる部分があれば、デザイン登録を受けられるようにした。

さらに、国際デザイン登録出願で複数デザインを出願する場合、一部デザインでのみ全体的な形状を具体的に図示し、それ以外のデザインには十分に図示されていないとき、図面を追加する補正が最初の出願書に含まれている図面から類推可能な程度の補正である場合には、要旨変更にあたらないと判断するようにした。(下記例示参照)

最初の出願		M002 補正後	
	최초출원		보정
M001		M002	
M002			

インターネットキーワード広告は不使用取消審判と関連して登録商標の使用に該当するか否か(積極); ハングルと英文の結合からなる登録商標をハングル部分だけで使用した場合、登録商標との同一性が認められる使用と言えるか否か(積極)

特許法院は、商標権者がインターネットにキーワード広告をしたことが登録商標の使用に該当するかが問題となった事案にて、インターネットで

のキーワード広告は登録商標の使用に該当すると判断した。また当該判決では、ハングルと英文からなる結合登録商標を、ハングルか英文のいずれかの部分のみで使用しても、登録商標との同一性が認められる商標の使用であると判断した(特許法院 2016ホ5439判決 ; 確定)。

TRADEMARKS

事実関係

韓国商標法によれば、登録から3年が経過しても商標権者又は使用権者により使用されない商標は、不使用による取消審判の対象になると規定している。

“皮膚成形クリニックスキンク医院”でフィラーとボトックス施術を専門とする皮膚科を運営していた商標権者は、“病院業”等を指定して‘**필톡스Filltox**’を登録した。商標権者はインターネットポータルサイトに‘필톡스(Filltoxのハン글)’を検索語とするキーワード広告を申請し、取消審判請求以前に‘필톡스’を検索語とする広告をした。

これに対し利害関係人は、‘**필톡스Filltox**’が国内で3年以上不使用であることを理由に取消審判を請求した。

認定事実及び判断

商標権者が施行したキーワード広告が登録商標の使用に該当するか否かについて

法院はポータルサイトの検索ウィンドウに‘필톡스’という検索語を入力すると、検索結果画面上段のパワーリンク欄に皮膚成形クリニック スキンク医院という名称と本件インターネットサイトのドメインネーム (www.skinique.net)が露出され、www.skinique.net をクリックするとすぐに皮膚成形クリニック スキンク医院のサイトに連結されることを認めた。法院はこのような行為は、“필톡스”標章を指定サービス業のうち“医療業、皮膚科業等”に対し広告した行為に該当すると判断した。

ポータルサイト検索結果面

NAVER 필톡스 검색

통합검색 | 블로그 | 카페 | 지식iN | 이미지 | 동영상 | 어학사전 | 뉴스 | 더보기

정렬 | 기간 | 영역 | 옵션유지 | 깨짐 | 커짐 | 상세검색

파워링크 '필톡스' 관련 광고입니다. [클릭초이스 등록 >](#)

풍부한경험 루체아성형외과의원 www.lucea.co.kr
비절개교성형 비절개주름성형, 비절개윤곽성형, 결과만족 최신장비 전담의 꼼꼼책임진료

피부성형클리닉 스킨이크의원 www.skinique.net
강남역, 필톡스 집중시술, 합리적가격, 카페 분위기, 키닥터의 꼼꼼한 진료

TRADEMARKS

検索語 ‘필톡스’ と本件登録商標

‘필톡스Filltox’ の同一性の有無について

法院は 필톡스Filltox のハングル部分“필톡스”は、単なる Filltox の音訳に過ぎないので、ハングル音訳部分である “필톡스” のみからなる標章を使用しても、一般需要者や取引者は 필톡스Filltox として認識するはずであると判断し、“필톡스” のみのキーワード広告は登録商標である 필톡스Filltox との同一性が認められる商標の使用であると認めた。

Comment

法院は侵害事件において、インターネットでのキーワード広告行為は単純な誘引行為ではなく、商標としての使用に該当する広告に該当するとして、他人の商標を使用してキーワード広告をすることは、商標権侵害を構成するという立場をとってきた。商標権者のキーワード広告行為が登録商標の使用に該当するか否かが 이슈となった今度の不使用取消審判事案においても、法院は侵害事件における法院の立場を維持したものである。

また、ハングル部分 “필톡스” の使用は登録商標 ‘ 필톡스Filltox ’ の使用と見なされるべきであるとした判断は、「ハングルと英文を併記して登録された商標は、そのいずれかひとつのみを使用しても登録商標の使用として見なすべき」とする最近下された大法院全員合議体判決が改めて確認された判決である。

GENERAL LAW

GENERAL LAW

UCCサイト運営者も製作・管理に相当な投資をしたのであれば著作権法上のDB製作者に該当する

使用者が直接製作したコンテンツであるUCC(User Created Contents)サイト運営者でも、サイトの製作・管理に人的・物的に相当な投資をしたのであれば、著作権法上データベース製作者としての権利を有するという初めての判決が出た。

ソウル高等法院は最近、リグヴェーダウィキ(Rigveda Wiki)サイト運営者であるペ某氏が、エンハウィキ(Enha Wiki)のミラーサイト運営者であるジョン某氏を相手取って出した著作権侵害禁止等請求訴訟(2015ナ2074198)にて、「ペ氏は著作権法上データベース製作者である」とし「ペ氏の権利を侵害したジョン某氏はサイトを閉鎖し、1億500万ウォンを賠償せよ」と原告一部勝訴判決をくださった。

ペ氏は2007年ウィキサイト(複数人が文章を書き、修正しながらコンテンツを持続的に作り出していくウェブサービス方式)である‘エンハウィキ(Enha Wiki、現リグヴェーダウィキ)’を作って運営していた。しかし、2009年にジョン氏が同サイトの資料をそのままコピーする一名‘ミラーリング’方式の‘エンハウィキ(Enha Wiki)’サイトを運営

し広告収入まで得た。これに対しペ氏は「著作権法上、データベース製作者の権利を侵害している」とし、3000万ウォンの損害賠償請求訴訟を提起した。

しかし、1審はデータベース製作者としての権利を認めず、ジョン氏の行為は不正競争防止法上‘国内に広く認識された他人の姓名、商号等と類似するものを使用して、他人の営業上の施設又は活動と混同させる行為’であり、‘正当な権原のない者が商業的利益を得る目的の一つとして、他人の姓名、商号等と同一又は類似するドメインネームを登録・保有・使用する行為’に該当すると判断し、2000万ウォンの損害賠償だけを認めた。ペ氏は判決に不服して控訴し、損害賠償請求額を3億500万ウォンに増やした。

また、控訴審はペ氏のデータベース著作権者としての権利も認めた。ソウル高等法院は、「ペ氏は2007年にウィキサイトを試験的に運営しながら体系とカテゴリー、項目等を設計しただけでなく、人的物的に相当な投資をして体系的検索機能も導入し、サブカルチャー(subculture、ある社会の支配的文化ではなく、路地裏文化や前衛芸術家の文化等、地域別・階層別に表れる下位文化又は副次的文化)愛好家や一般常識を疑う人々及びゲームファンたちの嗜好までを全て満足させるほどに統一され凝った仕組みの目次構造とページ作成様式等を作り出した」と明らかにし、続けて「弁論終結日の現在もペ氏

GENERAL LAW

は自身名義のサーバーを4台運営しながら、約1万6000名の加入者と25万個のウィキ文書を備えたサイトを維持・管理している」と説明した上で、「2013年7月基準で20万件以上の掲示物の大部分が利用者が作成・修正したものと認められ、利用者が索引までも自由に修正・編集できるようになっているが、ペ氏がデータベースに該当するサイトを製作し、その所在の更新・検証・補充のため人的物的に相当な投資をしているので、データベース製作者に該当する」とし、「ジョン氏はペ氏の複製権及び伝送権を侵害した」と判示した。

韓進海運結局破産 … 40年海運企業歴史の中に

韓国遠洋海運業の始祖である韓進海運が回生(更生)手続を中断し、ついに40年の歴史に幕を下ろし、歴史の裏街道に消えることになった。

ソウル中央地方法院は、2017年2月2日、韓進海運に対する回生(更生)手続を廃止することに決定した。法院は債権者の意見照会等、2週間の抗告期間を経て、今月17日破産宣告をくだす予定だ。破産宣告がくだされれば本格的な破産手続に入り、韓進海運が所有する財産は債権者に配当される。裁判部は「韓進海運に対する調査委員の実査の結果、韓進海運が主

要な営業を譲渡することにより、継続企業価値の算定が事実上不可能であり、清算価値が継続企業価値よりも高く認定されたことで、韓進海運の回生(更生)手続を廃止することになった」と明らかにした。

去る1977年、故趙重勳韓進グループ会長が創業した韓進海運は、韓国内1位、世界7位の海運会社として跳躍したが、海運業環境の悪化等による赤字累積に耐え切れず、2016年4月25日に自律協約を申請したが、債権団の自力救済要求を最後まで充足させることができずに資金支援が中断されると、同年9月に法定管理に入った。法定管理以後、海上の韓進海運の船舶は運航をやめ、世界各国の港湾で差し押さえられ、いわゆる‘物流大乱’が繰り広げられた。この期間に営業網が全て崩れ去り、人力及び主要資産を売却した韓進海運は、韓国内1位、世界7位に君臨していた時代に別れを告げ、結局破産という運命を迎えることになった。法院関係者は、「破産手続を通して全ての債権者に公正かつ公平に最大限の債務弁済がなされるように努力する」と語った。

LEE NEWS

LEE NEWS

「特許の壁」ダクサス錠の特許崩し結局失敗、東亜(Dong-A) ST、存続期間延長・特許無効請求棄却処理

東亜STが武田薬品の呼吸器用薬剤ダクサス錠の物質、組成、用途の特許無効及び存続期間延長無効を求めて請求した2件の無効審判に、武田薬品を代理して審判を担当したリ・インターナショナル特許法律事務所が全て勝訴したことで、最近当該無効審判が全て棄却処理された。

ダクサスのPMS満了日は2017年5月15日で、ハンミ薬品、柳韓洋行(Yuhan : ユハンヤンヘン)、鐘根堂(Chong Kun Dang Pharmaceutical)、BCワールドファーム製薬(BC World Pharm)等は、2015年から最近まで特許無効審判又は存続期間延長無効審判を請求していたが、東亜STを除く残りの企業は審判請求を自ら取り下げた状態だった。

その他の製薬会社は、武田薬品の特許第0331255号の一部請求項の登録は無効と主張していたのに対し、東亜STは当該特許全体の無効を主張していた。しかし特許審判院は、東亜STが請求した2件を全て棄却処理した。

リ・インターナショナル、技術セミナー開催

リ・インターナショナル特許法律事務所は最近、ディスプレイ分野で 이슈となっているOLEDと関連して技術セミナーを行いました。本セミナーでは建国大学のパク・キチャン教授が講演し、専門家間の相互交流及び最新情報共有のための特別な機会となりました。



LEE NEWS

New Member: 朴光天弁護士、金成炫弁護士、崔東振弁護士、趙炫竣弁護士、李慧利弁護士、洪美玉弁護士



朴光天 弁護士

朴光天弁護士は多様な実務経験をいかし、不動産、金融、M&A、公正取引等の分野にて、国内外の企業のための諮問及び訟務業務を行っています。ソウル大学校経済学部心理学科を優等卒業後、延世大学校法学専門大学院を卒業。その後、法務法人瑞最(2012~2016)勤務を経て、2017年リ・インターナショナル法律事務所入社。



金成炫 弁護士

金成炫弁護士は、財産犯罪、外国人犯罪、知識財産権、営業秘密、個人情報保護、環境、労働及び産業災害、名誉毀損、言論、行政等の多様な事件実務経験をいかし、民・刑事、行政訴訟等の分野にて訟務及び諮問業務を行っています。ソウル中央地方検察庁(2010~2012)、春川地方検察庁江陵支庁(2012~2014)、水原地方検察庁(2014~2015)にて検事として勤務し、多様な刑事事件を扱ってきました。2015年弁護士開業。キム&ジャン法律事務所(2015~2016)、言論仲裁委員会(2016)を経て、2017年にリ・インターナショナル法律事務所に入社。ソウル大学校法科大学法学部卒(2008)、現在韓国外国語大学校経営大学院国際金融学科在学中。



崔東振 弁護士

崔東振弁護士は、引受合併、国際取引、ライセンス等、企業法務及び知的財産権分野関連の諮問を提供しています。弁護士として多様な経験はもちろん、半導体及び金融産業関連の幹部としての経験も豊富な上、国際企業間取引及び技術移転関連の幅広い経験も備えています。リ・インターナショナル法律事務所入社前には、ソウル所在のプライベート特殊状況投資会社である Partners K&K Ltd. の代表理事(Managing Director)として勤務。コロンビア大学校にて文学士('83)、法学博士学位('87)取得、現在KAIST(韓国科学技術院)にて兼任教授としてライセンス及びアメリカ知的財産権訴訟を担当。

LEE NEWS



趙 炫 竣 弁 護 士

趙炫竣弁護士は、民事、刑事、海上保険等の分野にて訟務及び諮問業務を担当しています。

2015年弁護士資格取得。ソウル中央地方法院民事4部(2015)、ソウル高等法院刑事2部(2016)にて裁判研究員として勤務。金融、海上保険、不動産等の民事事件及び財産、選挙等の刑事事件関連業務を担当。

ソウル大学校法科大学法学部卒(2004)、韓国外国語大学校法学専門大学院卒(2015)。



李 慧 利 弁 護 士

李慧利弁護士は、リ・インタナショナル法律事務所にて一般民事紛争、刑事訴訟関連分野の訟務及び諮問業務を担当しています。

リ・インターナショナル入社以前は、ソウル高等法院刑事12部及び民事24部にて裁判研究員として勤務(2015~2016)、性暴力事件、背任・横領・詐欺、損害賠償、保険金関連事件等、一般民・刑事事件の検討、判決文草案作成、抗告事件処理等の業務を担当。

成均館大学校法科大学法学部卒(2013)。



洪 美 玉 弁 護 士

洪美玉弁護士は、リ・インターナショナル法律事務所にて一般民事紛争、刑事訴訟、企業法務、環境紛争、建設関連分野の訟務及び諮問業務を担当しています。

リ・インターナショナル入社以前は、ソウル中央地方法院経済・知的財産権専門担当検事控訴部(2015)、ソウル高等法院環境専門担当民事裁判部(2016)にて裁判研究員として勤務し、民・刑事訴訟、環境、不正競争防止法、資本市場法関連事件業務を担当。梨花女子大学校法学科を優等卒業(2012)後、漢陽大学校法学専門大学院を最優秀卒業(2015)。



Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

